

ハイデルベルク信仰問答より

問 81 誰が、主の食卓にあずかるべきですか。

答え それは、自分の罪のために自分を嫌いますが、それでもなお罪が赦され、残された弱さがキリストの苦難と死によっておおわれることを確信し、また、いよいよ自分の信仰を強め、生活を改めたいと切望する者たちであります。しかし、悔い改めない者や偽善者たちは、その飲み食いが自分たちを裁くことになるのであります。

問 81～85 では、聖餐の文脈で「教会戒規」の問題が扱われています。

教会戒規とは、

「教会員の生活の秩序と純潔を保つために法規を適用すること、教会が教職及び信徒に与える処罰を言う。」(新キリスト教辞典 p. 253)

その目的は、

「(1)教会の中から罪を取り除くこと、(2)キリストの誉れを守ること、(3)教会の純潔と建徳を維持すること、(4)罪を犯した者を回復させること」(同書 p. 253)

戒規の基本理念は、信者を主に立ち返らせることであり、罪を犯した人が赦され共同体の一員でい続けられるよう導くことです。しかし、罪が悔い改められないときには、相応の対応を取らざるを得ない場合もあります。

東京福音センターの「基範」にも、第5章「教会員および教師」の項で「教会員の譴責」が定められていますⁱ。問題が生じた際には、この条文に基づいて対処することができます。また団体レベルでは、第4章「牧師および主事」の項で「牧師または主事の解任」の基準も定められていますⁱⁱ。「主の教会」である以上、これを聖く保つことが求められているのです。教会に属する者は、自分は聖なる神の御前にあることを常に認識し、畏れをもって信仰生活を営まなくてはなりません。

聖餐という場は、信者が自己を吟味するのに最も適した時間です。「従って、ふさわしくないしかたで、主のパンを食べ、主の杯を飲む者は、主の体と血に対して罪を犯すこととなります」(I コリント 11:27) という聖句に基づいて、自分が陪餐するにふさわしい状態にあるかどうか、注意深くあるべきことが求められています。しかし、「ふさわしい」とは具体的にどういう意味なのでしょうか。問 81 の「答え」では、信者のあるべき姿勢が簡潔にまとめられています。

① 自分の罪のために自分を嫌い

罪と無縁で生きられる人はいませんが、その罪に対する態度には違いがあります。罪から贖われた者は、再び罪に囚われてしまった自分を放任しておくことができません。しつこくまわりついてくる罪に心を奪われてしまう自分を嫌悪するのです。これは漠然とした自己嫌悪とは違い、内在の御霊を悲しませてしまったことに対する自己の責めです。

② それでもなお罪が赦され、残された弱さがキリストの苦難と死によっておおわれることを確信し

信者は、罪を犯した自分を責め苦しみますが、そこに留まり続けることが本旨なのではありません。主の赦しの恵みがそれを覆い尽くし、自分を根底から造り変えてくださることを信じて十字架の福音に立つのです。その上で、「赦しの食卓」としての聖餐に感謝をもってあずかることができます。

③ いよいよ自分の信仰を強め、生活を改めたいと切望する

罪の自覚（告白、悔い改め）と赦しの恵みという二つの段階を経て、私たちの信仰は新たにされ、主と共に歩み出すことができます。内住の御霊に喜ばれる生き方ができるように祈りつつ、聖化の道筋を一足ひと足辿っていくのです。罪に囚われない生き方とは、「誘惑を見ないように」することよりもむしろ、「より聖なるものに目を向ける」ことが重要です。真に魂を満たすもので一杯になった状態だと、悪しきものが入り込む隙がなくなっていくからです。

最後に「悔い改めない者や偽善者たちは、その飲み食いが自分たちを裁くことになる」という文言にふれておきましょう。罪を愛し聖霊を悲しませても何とも思わない状態であることは、すなわち「開き直り」であって、これは聖なる神の御前に危険な状態です。聖餐はキリストの「聖」に最もふれる時間でありますから、横柄な態度で臨んではいけないでしょう。「罪の自覚」と「赦しの恵み」という二つの段階を踏まずに陪餐することは、汚れたまま聖なるものにふれることを意味します。主イエスが栄光に満ちた方であることを忘れないようにしましょう。

最後に、聖餐式を執行するに当たっていつも感じていることを、牧師の視点から書かせていただきます。式文を読み上げるとき、自分が主イエスのことばを代弁していることを自覚します。パンと杯を分餐するとき、主イエスが背後に立っておられて、自分が代理としてその役割を担っている畏れを感じます。自分という存在が透けて見えているような居心地の悪さを覚えるのです。自分もまた赦されてこの役割を担っている者にすぎないことを心に銘記します。そして、分餐すると同時に自分にも同じ恵みが分け与えられていることに感謝し、信徒の皆様と一緒にいただいています。主と会衆との間に立ち、会衆と向き合いつつ、会衆と共に主に心を向けるという何役かをこなしているのです。

ⁱ (教会員の譴責)

第42条 教会員が次の各号の一に該当する場合には、教会役員会の決定に基づいて、牧師がこれを譴責する。

- (1) 神、主、聖書、キリスト教、当センター、代表宣教長老、宣教長老、個別教会、牧師または教会役員の名譽を毀損する行為をしたとき
- (2) 犯罪行為、違法行為、不正行為またはハラスメントを行いまたはそれに加担したとき
- (3) 教会員としてふさわしくない行為があったとき

2 教会員の譴責は次の8種とし、2以上のものを併せて行うことができる。

- (1) 悔い改めの勸試
- (2) 研修、修養または訓練への参加
- (3) 期間を定めたまたは期間を定めない教会役員または個別教会における役職の停止
- (4) 教会役員または個別教会における役職の解任
- (5) 期間を定めたまたは期間を定めない個別教会への出席の禁止
- (6) 期間を定めたまたは期間を定めない聖餐式への出席の禁止
- (7) 除名
- (8) 前各号のほか教会役員会が定めたこと

ⁱⁱ (牧師または主事の解任)

第36条 牧師または主事が、次の各号の一に該当する場合には、教会役員または運営委員の上申に基づいてもしくは職権をもって、大宣教会議が事実を審査し、代表宣教長老がこれを解任することができる。

- (1) 牧師または主事としての職務を十全に果たさないとき
- (2) 個別教会の財産を不正に使用しまたは収得したとき
- (3) 神、主、聖書、キリスト教、当センター、代表宣教長老、宣教長老または個別教会の名譽を毀損する行為をしたとき
- (4) 牧師または主事として極めて不適切な行為をしたとき
- (5) 犯罪行為、違法行為、不正行為またはハラスメントを行いまたはそれに加担したとき
- (6) 前各号のほか、牧師または主事としてふさわしくない事実が明らかとなったとき